

池田市障がい者基本条例(仮称)概要

総則

1 目的

- (1)障がいの有無にかかわらず、等しく地域住民として個人の尊厳と権利が尊重され、住み慣れた地域の中で共に暮らせる障がい者にやさしいまちづくりの実現
障がい者に対する支援についての基本理念の設定
市、障がい者、地域住民、事業者の責務の明確化
障がい者に対する支援に関する必要な事項の設定

2 定義

- (1)「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者
- (2)「地域住民」とは、地域内に居住する者並びに地域内で働く者、学ぶ者及び活動するもの
- (3)「障がい福祉事業者」とは、市内において障がい福祉に携わる事業活動を行う事業者
- (4)「一般事業者」とは、市内において事業活動を行う、「障がい福祉事業者」以外の全ての事業者

3 基本理念

- (1)障がい者、地域住民の基本的な人権が尊重され、人々が共に生きる社会の実現
- (2)市、障がい者、地域住民、事業者が協力しながら、社会生活を営み、安全に、かつ安心して暮らしていける社会の実現
- (3)障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為を許さない社会の実現

責務

4 市の責務

- (1)障がい者に対する支援に関する総合的な施策の計画的な実施

5 障がい者の責務

- (1)自立のための努力
- (2)社会を構成する一員としての積極的な社会参加の努力

6 地域住民の責務

- (1)障がい者の自立及び社会参加の支援並びに障がい者に対する支援に関する市の施策への協力することの努力

7 事業者の責務

- (1)【障がい福祉事業者】 質の高い障がい福祉サービスの提供と障がい者に対する支援に関する市の施策への協力することの努力
- (2)【一般事業者】障がい者の積極的な雇用と雇用の継続の努力

市の施策

8 基本目標

- (1)障がい者が生涯を通じて自立できる一貫した支援が受けられる環境づくり
- (2)障がい者が社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加できる環境づくり

9 自立の支援

- (1)市、地域住民及び事業者による連携の下、地域社会全体での障がい者の自立支援の努力
- (2)成年後見制度の推進

10 社会参加の促進

- (1)障がい者が地域で暮らす一員として、継続的に社会参加をする機会を得られる環境の整備
- (2)社会参加をするための障がい福祉サ - ビスの充実

11 相談支援体制の充実

- (1)障がい者が乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり受けられる総合的な相談・支援体制の充実
- (2)成長や発達に必要な支援体制の整備のための個別支援計画の情報管理システムの構築

12 住まいの整備

- (1)障がい者が住み慣れた地域で暮らすために、計画に基づいた共同で生活できる住まいの整備
- (2)知的障がいがある高齢者が安全に、かつ安心して生活できる施設の整備

13 生活環境の整備

- (1)公営住宅の整備、安心して移動できる交通環境の整備、安全に歩行できる道路の整備、公共施設のバリアフリ - 化など、生活環境の整備を推進

14 雇用・就労の支援

- (1)障がい者の雇用を推進するための施策を推進
- (2)就労可能な障がい者を雇用できる障がい福祉事業者の整備促進

15 健康の確保及び増進

- (1)障がい者の保健サ - ビスの充実、健康の確保及び増進の努力

推進体制

16 計画の策定

- (1)各施策を総合的かつ計画的に推進するための障がい者施策に関する計画の策定

17 委員会

- (1)障がい福祉に関する重要な施策の実施計画の進捗状況を報告する機関として、池田市障がい者施策推進委員会を設置
- (2)その他池田市障がい者施策推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で規定

附則

18 施行期日

- (1)平成24年4月1日から施行